

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第19号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「3人までとする。）」を「3人までとする。）」に改め、「そしゃく機能の障害」の右に「の4級」を加え、「大人の身体障害者」を「身体障害者」に改める。

第29条第1項中「前条」を「第28条」に改める。

第30条第1項第1号中「が25人以上並びに」を「及び」に改め、「保育所又は幼保連携型認定こども園」の右に「（以下「指定学校等」という。）」を加え、「付添人によって構成された」の右に「25人以上の」を加え、「当該指定学校又は保育所」を「当該指定学校等」に改める。

第32条第2項中「前項第6号」の右に「アからエまで」を加え、「を発売し、」の右に「同項同号オ及びカに定める定期券並びに」を加える。

第33条第1項を次のとおり改める。

第33条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券（以下「定期券等」という。）については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第1項に定める自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第3項各号に定める定期券発売所において発売し、貸切乗車券については、営業推進室において発売する。

第37条中「通学定期券購入証」を「第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書」に改める。

第38条第1項を次のように改める。

第38条 第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

第38条第2項中「通学定期券購入証」を「書類及び証明書」に改める。

第46条第2項中「通勤及び通学に係る」及び「それぞれ」を削り、「書類及び」の右

に「証明書並びに」を加える。

第50条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により補充乗車証の発行を受けようとする旅客は、通勤定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出し、通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第45条第2項に定める書類及び証明書を提示し、通勤通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第46条第2項に定める書類及び証明書を提示し、かつ、乗車駅間に対応するそれぞれの定期旅客運賃を支払わなければならない。ただし、クレジットカードによる購入時はこの限りではない。

第50条第4項に次のただし書を加える。

ただし、定期券発売所が休業する日は日数に含まない。

第51条中「旅客は、定期券」の右に「（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第3条第4項各号、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条第1項第2号並びに第3号、京都市高速鉄道連絡運輸規程第10条第1項第2号に規定する定期券及び京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第4条第2項第2号の定期券を含む。以下、この条において同じ。）を加え、「定期券の発売駅まで」の右に「普通券で」を加える。

第53条第2項中「第45条第2項に定める申込書」を「定期券購入申込書」に改め、「提出するとともに」の右に「第45条第2項に定める」を加える。

第54条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により特定割引通勤通学定期券（甲）又は特定割引通勤通学定期券（乙）（以下「特定割引通勤通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに第45条第2項に定める書類及び証明書並びに通勤先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通勤通学定期券と引き換えて購入することができる。

通勤区間

通勤先の所在地

第65条第2項中「一日乗車券」の右に「（自動券売機で発売するものを除く。）」を加える。

第69条第1項第3号「第41条第2項」の右に「各号に掲げる」を加える。

第70条第1項第5号中「の規定により通学定期券購入証等」を「に定める書類等」に改め、「当該通学定期券購入証等」を「当該書類等」に改める。

第73条中「通学定期券購入証」を「第45条第2項に定める書類及び証明書」に改める。

第101条中「200円」を「220円」に改める。

第105条中「200円」を「220円」に改める。

第106条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、自動券売機で発売する一日乗車券については、使用開始前で、かつ、通用期間内であるときに限る。

第109条第1項中「当該定期券等を不要」を「当該定期券が不要」に改める。

第109条第2項中「200円」を「220円」に改める。

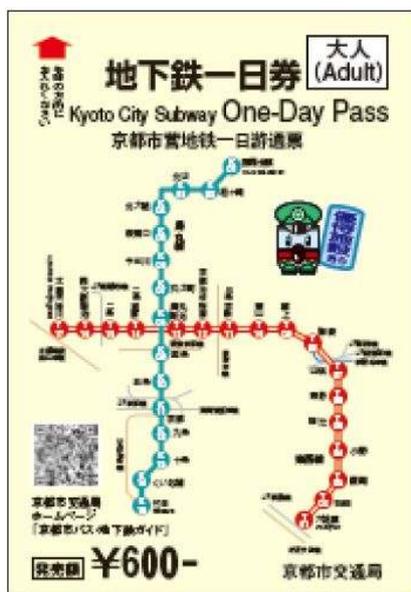
別表第11号様式（第79条関係）を次のように改める。

第11号様式（第79条関係）

### 1 大人一日乗車券

(1) 自動券売機を除く発売場所で発売するもの

表 面



裏 面



備考 1 図柄（乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。）は、必要に応じて変更することができる。

2 エンコード乗車券とする。

(2) 自動券売機で発売するもの



- 備考 1 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。
- 2 発売当日に限り有効とする。
- 3 英語ほか外国語による乗車券も発売する。

## 2 小児一日乗車券

(1) 自動券売機を除く発売場所で発売するもの

表面



裏面



備考 1 図柄(乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。)は、必要に応じて変更することができる。

2 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項及び「小」を記載する。

(2) 自動券売機で発売するもの



- 備考 1 エンコード乗車券とし、表面に「小」を記載し、裏面は無地とする。
- 2 発売当日限り有効とする。
- 3 英語ほか外国語による乗車券も発売する。

#### 附 則

この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第101条、第105条、第109条第2項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

(交通局営業推進室)